明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（二九）　三
○中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（三〇）　五

〔政　令〕
○権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（一六八）　三
○警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（一六九）　三
○鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（一七〇）　三
○雨水の利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令（一七一）　三
○雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（一七二）　三
○鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**五八）　一四
○公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令（**環境**一三）　一六

〔規　則〕
○特定個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（**特定個人情報保護委**二）　一六

〔告　示〕
○タイヤの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**二）　一六
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**一四一～一四四）　一八
○文化財を登録有形文化財に登録する件（**文部科学**六八）　二〇
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第四条第一項の規定の承認の件（**文部科学・環境**一）　二六

〔官庁報告〕
官庁事項
有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について（農林水産省）　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第二九号）

（法務省）

1　外国法事務弁護士法人制度の創設（第五章関係）

(一)　設立

外国法事務弁護士は、第五章の定めるところにより、外国法事務弁護士法人を設立することができることとした。（第五〇条の二関係）

(二)　名称

外国法事務弁護士法人は、その名称中に外国法事務弁護士法人という文字を使用しなければならないこととした。（第五〇条の三関係）

(三)　社員の資格

外国法事務弁護士法人の社員は、外国法事務弁護士でなければならないものとし、業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者など一定の事由に該当する者は、外国法事務弁護士法人の社員となることができないこととした。（第五〇条の四関係）

(四)　業務の範囲

(1)　外国法事務弁護士法人は、外国法に関する法律事務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき外国法事務弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができることとした。ただし、一定の業務については、この限りでないこととした。（第五〇条の五第一項関係）

(2)　外国法事務弁護士法人は、前記(1)のほか、国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができることとした。（第五〇条の五第二項関係）

(五)　業務の執行

(1)　外国法事務弁護士法人の社員は、定款で業務を執行しないものとされた場合を除き、当該社員の原資格国法に関する法律事務及び国際仲裁事件の手続についての代理について業務を執行することとした。（第五〇条の八第一項関係）

(2)　業務を執行する社員は、前記(1)に規定するもののほか、指定を受け、かつ、第三四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務について業務を執行することができることとした。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務及び当該指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りではないこととした。（第五〇条の八第二項関係）

(3)　業務を執行する社員は、前記(1)及び(2)に規定するもののほか、第五条の二第一項各号に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができることとした。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務及び当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでないこととした。（第五〇条の八第三項関係）

(4)　業務を執行する社員は、前記(1)から(3)までにより執行することのできる業務であっても、第三条第二項各号に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないこととした。（第五〇条の八第四項関係）

(六)　業務の範囲を超える法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等

(1)　外国法事務弁護士法人は、自己の業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならないこととした。（第五〇条の一一第一項関係）

(2)　外国法事務弁護士法人は、前記(1)に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であって当該使用者である外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならないこととした。（第五〇条の一一第三項関係）